

女性の活躍に関する情報の公表について

独立行政法人大学入試センター

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）（以下、「女性活躍推進法」という。）第 20 条第 1 項、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成 27 年厚生労働省令第 162 号）第 19 条及び事業主行動計画策定指針に基づき、女性の活躍に関する情報を以下のとおり公表します。

- ・管理職に占める女性労働者の割合：25.0%
- ・役員（非常勤含む）に占める女性の割合：25.0%

※上記は、令和 4 年 3 月 31 日時点